

法第 17 条地図作製モデル作業地域の表示に関する登記事務処理要領

(昭和 63 年 3 月 22 日 松山地方法務局登第 69 号)

(昭和 63 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 松山地方法務局における不動産登記法第 17 条地図作製モデル作業によって作製し、備え付けた地図の精度を維持していくために、この地域における土地の表示に関する登記事件の処理は、法令及び不動産登記事務取扱手続準則(昭和 52 年 9 月 3 日民三第 4473 号民事局長通達)並びに不動産の表示に関する登記事務取扱要領(昭和 57 年 9 月 1 日当局長訓令第 6 号)に別段の定めるもののほか、原則としてこの要領の定めるところによるものとする。

(座標値の公開)

第 2 登記申請に必要なある場合に限り「図根多角点計算簿」「一筆地測量計算書」及び「辺長及び図面計算書」を登記簿又は、法第 17 条地図の附属書類として座標値の公開をすることができるものとする。

(書面調査)

第 3 通常の調査以外に、次の事項についても調査するものとする。

1. 分筆登記申請

- (1) 辺長誤差、測量の方法、精度
- (2) 面積計算は公共座標の数値をもとに計算してあるか。
- (3) 分筆後の全筆について座標計算がしてあるか。
- (4) 筆界点の変動調査をしているか。

2. 地積測量図

- (1) 縮尺は原則として 500 分の 1 とする。
- (2) 筆界確認に使用した図根点が明示されているか。
- (3) 上記図根点は、支距離及び方向角(実測値)をもって記入してあるか。
- (4) 筆界点の全天に永久不動標識が埋設されているか。

3. 地積更正登記

原則として認めない

4. 座標値

測量又は検側の結果、筆界点の座標値が制限内にある場合は公開されている当該座標値を使うものとする。

(現地調査)

第 4 この地区における登記申請事件は全て現地調査を原則とする。

ただし、登記申請書の添付書面、調査書等により現地が明確に把握できる場合は、現地調査を省略することができる。

1. 分筆登記申請の場合の調査すべき事項

- (1) 分割地筆界点(永久不動標識)の確認、不動点 2 点以上からの変動調査
- (2) 使用した図根点等の確認
- (3) 分割地点の永久不動標識の確認
- (4) 必要部分の検側

2. 合筆登記申請の場合の調査すべき事項

合筆地の現状確認

(検測の方法)

第 5 不動産登記法第 17 条地図作製作業規定(昭和 62 年 4 月 1 日当局長訓令第 1 号)を準用する。

水平角観測	方 向 観 測		
	読 定 単 位	10 秒位	
	対 回 数	1	
	較 差	20 秒以内但し測定距離が ^s 50m 未満の場合は 1000/s 秒以内	
鉛直角観測	対 回 数	1	
	定 数 差	90 秒以内但し測定距離が ^s 50m 未満の場合は 4500/s 秒以内	
距離測定	測距器機の種類	光波測距儀	鋼巻尺
	誤 差 補 正	要	要
	気 象 補 正	要	—
	温 度 補 正	—	要
	傾 斜 補 正	要	要
	張 力 計 の 使 用	—	要
	往 復 測 定	—	否
	読 取 単 位	mm	mm
	片道の読取回数	0.5 セット	2回
	読取値の較差	—	5mm以内

(注) S=測定距離をm単位で表わした数

(測量精度)

第 6 国土調査法施行令別標第 4 に掲げる精度区分甲 2 以上とする。

1. 筆界の位置誤差

平均二乗誤差 7 cm

公 差 20cm

2. 筆界点の図上距離又は計算距離と直接測定による距離との差異の公差

$$0.04m + 0.01m\sqrt{s}$$

S=筆界点間の距離、単位は m

3. 地積測定の公差 $(0.05 + 0.01 \sqrt{F}) \sqrt{F} m^2$

F は一筆値の地積を平方メートルを単位で示した数とする。